

1 基本計画

新庁舎建設基本計画において、「水とみどりの空間の整備」について、水とみどりの豊かな小金井市にふさわしい、自然植生・生態系に配慮した水とみどりの空間を整備することとしている。また、井水を有効活用することとしている。

2 井水の利用について

新庁舎建設基本計画では水とみどりの空間整備として井水の活用を見込んでいたが、東京都では地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下を防ぐため、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第76条において地下水揚水施設の構造基準及び揚水量の制限を規定し、吐出口断面積が2.1cm²を超える揚水施設の設置は原則として禁止している。現在の庁舎建設予定地に設置されている揚水施設の吐出口断面積は2.1cm²を超えているが、非常災害対策用として公益上必要と認められ構造基準の適用除外となっていることから、常用の揚水施設として、井水を活用することは困難であるとの見解を得ている。

なお、非常災害時については、飲料水としての給水が可能な設備とし、市民、職員及び応援部隊等が利用できるよう計画する。

3 こがねいミーティング等での意見

ワークショップやこがねいミーティング等では、人が集まる仕組み、子どもが遊べるスペースといった意見があった。また、親水ひろばに限定することなく、何らかの形で「水とみどり」を表現できるよう検討が必要という意見が示された。

4 親水ひろばとしての方策

A案：公募型プロポーザルにおける基本設計者の提案

公募型プロポーザルにおいて、水とみどりの空間整備として、基本設計者より「親水ひろば」を整備する提案があった。親水ひろばでは、井戸水を引き、いつでも手に触れられる仕組みを形成するため、水盤を整備することとしている。

B案：こがねいミーティング等の意見を踏まえた基本設計者の提案

A案の親水ひろばについて、ワークショップやこがねいミーティング等の意見を踏まえ、小さな池や小川を整備する案が示された。

C案：ビオトープ

こがねいミーティングにおいて、委員より、自然の中で水を循環させる仕組みとしてビオトープを整備するといった意見が出された。

D案：ウォータールーバー

他市の庁舎建設では、雨水等の雑用水をガラス窓にかけ流して、日除けとするとともに、清涼感が感じられる仕組みを設えた事例がある。

各案の比較表

親水ひろばとして整備しないE案を含めた比較は次のとおり

	効果	経費
A案 (プロポーザル案)	水を表現するための視覚的な効果があるが、親水ひろばとしての効果は小さい。	設置費用として約 350 万円のほか、維持管理費が発生する。
B案 (設計者提案)	視覚的な効果に加え、池や小川、遊歩道を整備することで、人が集まることが期待でき、回遊性が生まれる。	設置費用の積算は未着手であるが設置費（規模等を考慮するとA案以上）のほか、維持管理費が発生する。また、子どもが中で遊ぶことなども考えられるため適切な水質管理が必要となる。
C案 (ピオトープ)	狭い空間であることから、大きな効果に期待できないが、B案の意見に加え、基本計画の記載との整合が図られる。	生態系を保全するためには、安定的な水量、水質を確保する必要がある、気候の影響を受けやすく、維持管理にコストがかかる。 適切な管理ができないと、生態系が保全できないだけでなく、悪臭や景観の悪化につながる。
D案 (ウォータールーバー)	遮熱効果が期待できる。 視覚的な効果がある。	床面だけでなくガラス面の維持管理が必要となる。遮熱によるランニングコストの検証は困難である。
E案 (親水ひろばとしない)	新庁舎建設事業における水とみどりへの取組みを周知（中水利用、雨水浸透、既存樹木活用等）。併せて、非常災害用給水施設の取組も周知する。	設置費、維持管理費は不要

5 基本設計における環境等への配慮について

敷地内の雨水は下水道に流すのではなく地下に浸透させる取組み、建物に降った雨水は中水利用し、雨水の有効活用を行う。また、空調等の高効率化等による環境等への配慮を行うことを検討している。

6 検討結果

設置費、維持管理費が不要となるE案としたうえで、環境等への配慮の方策に加え、非常災害用給水施設の取組を周知していく方向とする。